

雇児母発 0409 第 1 号

平成 26 年 4 月 9 日

各 〔都 道 府 県〕  
〔指 定 都 市〕 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

（公 印 省 略）

先天性代謝異常の新しい検査法（タンデムマス法）の実施にあたって

新生児マススクリーニングの検査方法については、「先天性代謝異常の新しい検査法（タンデムマス法）について」（平成 23 年 3 月 31 日雇児母発 0331 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）において、タンデムマス法を用いた検査の導入を積極的に検討する等適切に対応していただくようお願いしているところである。

今年度より、全ての都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において、タンデムマス法を用いた検査が導入される見込みであることから、改めて、新生児マススクリーニング検査の意義等の周知、都道府県等と医療機関、検査機関等との連携体制の構築、検査によって疾病であることが判明した子どもやその保護者に対する保健指導等のきめ細かい対応、検査精度の維持向上を図る精度管理等により、一層効果的な検査の実施に努めていただくようお願いする。

特に、タンデムマス法を用いた新生児マススクリーニング検査の導入によって、対象となる疾患数が大幅に増えることから、検査結果の解釈や精密検査の実施方法、診断後の治療法等について、専門的な相談に応じることができる体制の整備がより重要になっている。

このため、各都道府県等におかれては、引き続き、医療機関、検査機関等の関係機関と連携して、必要な対応をしていただくようお願いする。